

公表

措置状況報告書

(地方自治法第199条第14項に基づくもの)

| | |
|------------|-------------------------------------|
| 対 象 | 岐阜市社会福祉事業団 令和元年度分(必要に応じて令和2年度分)事務事業 |
| 種 類 | 財政援助団体等監査 |
| 監 査 日 | 令和 2 年 10 月 5 日 |
| 提出日(最新提出日) | 令和 3 年 4 月 28 日 |
| 担 当 | 子ども未来部子ども支援課(TEL214-2398) |

| 意見 | 措 置 状 況 |
|---|---|
| <p>(所管部関係)</p> <p>1 児童センターの職員配置について 児童センターの指定管理者を募集する際用いられた仕様書の施設の従事者として配置すべき職員及び職員数の中で、児童センターにおいては体育 指導員を1人以上置く旨定めている。 しかしながら、仕様書等において体育指導員の要件が明らかになっていない。 また、管理業務従事者等通知書が提出されているにもかかわらず、体育指導員の配置を確認していない。 したがって、岐阜市における児童館等児童厚生施設の職員配置基準を定める岐阜県児童福祉施設の設備及び運営に関する基準を定める条例第53条 第2項の規定を踏まえ、児童センターに配置すべき適切な職員及び職員数について検討されたい。</p> | <p>令和3年度中に予定している令和4年度～令和8年度分の募集要項の仕様書中で、体育指導員ではなく、体育の指導をできる職員を配置する等と記載方法を変更する。 また、管理業務従事者等通知書に、体育の指導できる職員をわかるように明記してもらおう。</p> |